

《地域医療情報NO54》速報

10/5-総務省が「新公立病院改革プラン」策定の延期を通知！

総務省（自治財政局準公営企業室長）は、10月5日、（総財準第154号）「新公立病院改革ガイドラインの取扱いについて」を発出し、事実上の次年度以降の「新公立病院改革プラン」策定の延期を『通知』しました。

新公立病院改革ガイドラインの取扱いについて（通知）

公立病院改革の推進については、「令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（令和2年1月24日総務省自治財政局財政課事務連絡）において、「令和2年夏頃を目処に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、各公立病院に対して、令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要請することとしており、当該改革プランの策定に当たっては、厚生労働省が発出した再検証等要請通知を受けて各地域の地域医療構想調整会議において行われる議論等も踏まえること。」とお示したところです。一方、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）においては、地域医療構想の実現に向けた取組み等の推進による総合的な医療提供体制改革の実施に関し、「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされたところです。その後、厚生労働省から、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（令和2年8月31日厚生労働省医政局長通知）において、「『2019年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで）』とされた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、（中略）改めて整理の上、お示しすることとする。」とされたところです。また、地方財政審議会が令和2年9月29日にとりまとめた「令和3年度の地方財政への対応に向けた課題の整理」において、「現行の新公立病院改革ガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取扱いについて改めて再検討すべきである。」との意見が示されたところです。これらの状況を踏まえ、新公立病院改革ガイドライン（以下、「現行ガイドライン」という。）については、当面、下記のとおり、取り扱うこととしましたので、お知らせします。各都道府県担当課におかれましては、関係部局並びに貴都道府県内の市町村（指定都市除く。）、企業団及び関係一部事務組合等、関係者に対して速やかに周知いただくようお願いいたします。

記

1. 現行ガイドライン等について

（1）現行ガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取扱いについては、その時期も含めて改めてお示しすることとする。

（2）各地方公共団体におかれては、本年度が新公立病院改革プラン（以下、「新改革プラン」という。）の標準的な対象期間の最終年度であることを考慮し、現行ガイドラインを踏まえ既に作成している新改革プランの実施状況の点検・評価を実施していただくようお願いする。

（以下、略）2. 3.

現行の「新公立病院改革プラン」は、今年度末（21/3）までの計画であり、今年夏ごろまでに現行

「公立病院改革ガイドライン」の改定を行い、それに基づき各公立病院が「新改革プラン」の策定を2021/12までに行うことが想定されていました。

公立病院改革の従来の想定スケジュール等

2020. 3 地域医療構想の実現に向けた公立病院等の再検証期限（厚労省）

※再編統合を伴う場合は遅くとも2020年秋頃まで

2020夏頃 2021. 3に期限を迎える現行公立病院改革ガイドラインの改定

各公立病院において、改定ガイドラインに基づく新改革プランの策定作業着手
(～2021. 12を想定)

2020. 3. 4

厚労省医政局長通知（要旨）

2019年度中とされていた見直し期限に関して厚生労働省において改めて整理の上、通知する。

2020. 6. 5

加藤厚労大臣会見（要旨）

当初9月と言っておりましたが、まずは新型コロナウイルス感染症対策を最優先していただくということです。時期・進め方についても改めて整理したい。

2020年末 公立病院改革に係る2021年度以降の地方財政措置の決定

2021年度～ 各公立病院において、新プランに基づく改革の実施

(2025年度 地域医療構想の実現想定年度)

令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について (令和2年1月24日 総務省自治財政局財政課事務連絡) 抜粋

第6 地方公営企業

2 公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

(3) 病院事業については、公立病院を経営する地方公共団体において、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ策定した「新公立病院改革プラン」に基づき、地域医療構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の着実な実施に取り組むこと。

また、令和2年夏頃を目処に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、各公立病院に対して、令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要請することとしており、当該改革プランの策定に当たっては、厚生労働省が発出した再検証等要請通知を受けて各地域の地域医療構想調整会議において行われる議論等も踏まえること。

↑ 総務省「公立病院の現状と公立病院改革について」（令和2年7月10日 自治財政局準公営企業室）

しかし、「通知」でも明らかにしているように、厚生労働省「具体的対応方針の再検証等の期限について」（令和2年8月31日厚生労働省医政局長通知）や地方財政審議会（令和2年9月29日）「令和3年度の地方財政への対応に向けた課題の整理」等により、「再検討」やむなしとの状況を踏まえて、事実上の「延期」を通知しました。

一方、現行ガイドラインを踏まえ既に作成している新改革プランの実施状況の点検・評価を実施するよう求めています。しかし、実際には多くの公立・公的医療機関では、地域医療構想に基づく病床機能ごとの「必要病床数」の目標達成に向けて、病床機能の転換や、現行病床数が大幅な過剰病床となる構想区域では、病床稼働率の改善（8割以上の稼働率を目標とするなど）などを根拠に、病床の削減を実行に移すなど、当初の「改革プラン」を大きく逸脱している実態もあります！